

患者さんへ

当院は厚生労働大臣の定める施設基準について、以下の届出を行っております。

(基本診療料関係)

- ☆ 有床診療所入院基本料 6
- ☆ 夜間緊急体制確保加算
- ☆ 有床診療所急性期患者支援病床初期加算
- ☆ 有床診療所在宅患者支援病床初期加算
- ☆ 救急医療管理加算
- ☆ 医療安全対策加算 2
- ☆ 患者サポート体制充実加算
- ☆ 入退院支援加算 (入院時支援加算：有)
- ☆ 夜間・早朝等加算
- ☆ 時間外対応加算 1
- ☆ 明細書発行体制等加算
- ☆ 機能強化加算

(特掲診療料関係)

- ☆ 脳血管リハビリテーション科 (Ⅲ)
- ☆ 運動器リハビリテーション科 (Ⅱ)
- ☆ 人工腎臓 (慢性維持透析を行った場合 1)
- ☆ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ☆ CT 撮影 (16列マルチスライス)
- ☆ 麻酔管理料 (Ⅰ)
- ☆ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ☆ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ☆ 別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- ☆ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ☆ 導入期加算 1
- ☆ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ☆ 一般名処方加算

◎一般名処方加算について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者さんに必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方とは、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者さんの安全性が確保されます。

ただし、一般名処方とは、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者さんが混乱することがあります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

◎機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。